

公 募 公 告

令和８年度法務局地図作成事業（盛岡市神子田町ほか地区）のための現地事務所の公募について

盛岡地方法務局は、盛岡市神子田町ほか地区（盛岡市神子田町の全部、茶畑一丁目の全部、茶畑二丁目の全部）において、令和８年４月から法務局地図作成事業の実施を予定しております。

つきましては、法務局地図作成事業を行う際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

１ 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 令和８年度法務局地図作成事業(盛岡市神子田町ほか地区) 現地事務所賃貸借契約
- (2) 契 約 期 間 令和８年４月１日（水）から同年１２月２８日（月）まで
- (3) 賃貸借条件 募集要領による。

２ 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は岩手県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約者当事者として不適当であると認められる者でないこと。
- (4) 盛岡地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

３ 公募参加申請書（様式）、募集要領等公募関係資料の交付

(1) 交付期間

公告日から令和８年２月１０日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を除く午前９時から午後５時までとする。

(2) 交付場所及び問合せ先

〒０２０－００４５

盛岡市盛岡駅西通一丁目９番１５号 盛岡第２合同庁舎４階

盛岡地方法務局会計課施設係

担当 志賀

電話 019-624-1145 (直通)

電子メール n-shiga8hj@moj.go.jp

(3) 交付方法

上記(2)の交付場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、上記(2)の交付場所宛てに、送付先の住所・氏名を記載し、書留郵便料金の切手を貼付した封筒を郵送（書留郵便又は簡易書留郵便若しくはレターパックプラスに限る。）すること。

4 応募の受付

(1) 受付期間

前記3(1)に同じ

(2) 応募方法

公募参加申請書及び募集要領で明らかにする現地事務所の仕様を満たしていることが分かる資料を前記3(2)の場所に郵送又は直接持参により提出すること。

なお、郵送で書類を提出する場合は、書留郵便等の追跡可能な方法により提出期限必着で送付すること(郵便料金不足のものは受け取らない。)。

また、代理人に応募をさせる場合は、その委任状も郵送又は持参させること。

5 契約書作成の可否

要

令和8年1月20日

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

支出負担行為担当官

盛岡地方法務局長 佐々木 賢